

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社 アリアケ工業	代表者氏名	北原 正治
主たる営業所の所在地	兵庫県尼崎市額田町2番3号		
許可番号	兵庫県知事(般-2)第219005号	許可を受けている建設業の種類	機械器具設置工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年2月15日	処分を行った者	兵庫県阪神南県民センター長
根拠法令	建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項本文及び同項第2号		
処分の内容			
建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示			
処分の原因となった事実			
有限会社アリアケ工業は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、工事現場ごとに専任の技術者を要する民間工事の主任技術者として配置し、従事させた。 このことは、建設業法第7条第2号及び第26条第3項に違反する。			
その他参考となる事項			

